

ごかのお知らせ

お知らせ

人事異動がありました

(総務課)

4月1日付で役場職員の人事異動がありましたのでお知らせします。

平成19年度の体制は次のとおりです。(主幹級以上)

- 【総務課】 課長 鳩員 清
- 齊藤隆夫 大関千章 笈沼光行
- 【企画財政課】 課長 岡野吉雄
- 大澤 満 田口啓一 坂東孝範
- 【町民税務課】 課長 細井 清
- 藤沼武志 香取幸子
- 【健康福祉課】 課長 新井 庫
- 中島秀吉 岡野竹男 菊地丈夫
- 川口恵司(社会福祉協議会へ派遣)

【産業課】 課長 山中茂芳(農業委員会事務局局長兼務)
秋葉清一 松村聖市

【上下水道課】 課長 青柳竹男

島村久男 江森 薫

【建設環境課】 課長 須賀 弥

青木孝次 小野寺祥一 曾根正明

【会計課】 会計管理者 下田欽司

(課長兼務)

【議会事務局】 局長 菊地房市

幡野和子

【教育委員会事務局】

次長 斉藤幸久

高橋英行 山中一郎

商業統計調査にご協力

ください (企画財政課)

6月1日、商業統計調査が全国一斉に行われます。

この調査は、全国の商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料となるものです。

全国の卸売業、小売業を営むすべての事業所が調査対象となります。5月下旬から調査員が各事業所にお伺いいたしますので、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

企画・情報G(内線223)

町民税務課窓口業務の休業について

(町民税務課)

5月5日の土曜窓口業務については休業させていただきます。

日直の業務については、従来どおり戸籍届出の受付を行っています。

土曜窓口の業務

・戸籍謄(抄)本の発行

・住民票の発行

・印鑑登録

・印鑑登録証明書発行

お問い合わせ

町民G(内線231)

軽自動車税は納期限までに納めましょう

(町民税務課)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

納税通知書が届きましたら、納期限(5月31日(木))までに納付してください。納付後は納税証明書を手検証と一緒に大切に保管してください。

心身に障害のある方が所有する軽自動車、または心身に障害のある方と生計を一緒にしている方が所有する軽自動車、一定の条件に該当する場合は、納期限(5月24日(木))までに申請することにより軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免を申請されている方は申請できませんので、ご注意ください。

減免申請の際持参するもの
障害者手帳、運転免許証、納税通知書、印鑑

減免申請書は、町民税務課に用意してあります。
お問い合わせ

税務G(内線251)

自動車税は納期限までに納めましょう

(町民税務課)

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(所有権留保自動車は所有者)に課税されます。納税通知書が届きましたら、納期限(5月31日(木))までに納付してください。納付後は納税証明書を車検証と一緒に大切に保管してください。

心身に障害のある方が所有する自動車、または心身に障害のある方と生計を一緒にしている方が所有する自動車、一定の条件に該当する場合は、納期限(5月31日(木))までに申請することにより自動車税が減免されます。また、次のとおり土曜日および日曜日に境界税務所に納税のための窓口を開設しますので、平日に納税できない方はご利用ください。

窓口開設日時
5月26日(土)、5月27日(日)
午前8時30分から午後5時まで
お問い合わせ
境界税務所 総務課

☎(87)1120(代)

平成19年度町民税について

(町民税務課)

平成19年度の町民税(住民税)は、平成18年中の収入を基に課税されます。

特別徴収(給与からの天引)の方は5月中旬に、普通徴収(自分で納付)の方は6月中旬に、納税通知書を送ります。

今年度から変わります

国から地方への税源移譲

地方分権を進め、身近な地方自治体により仕事をできるようにするため、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変え、国から地方へ約3兆円の税源が移譲されます。

【所得税】

平成19年1月分より適用 税率を4段階から6段階に細分化

【住民税】

平成19年6月分より適用 3段階の税率を、一律10%(県民税4%・町民税6%)

給与等から源泉徴収されている方は、1月分より所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることとなります。

しかし税源の移し変えですので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。